

様式第 8 号（第 9 条関係）

指名停止措置（~~変更・解除~~）の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	登録番号
株式会社三陸観光	茨城県笠間市押辺 2 5 9 4 - 1 2	3-00572

2 指名停止措置期間

令和 3 年 2 月 10 日（水） ～ 令和 3 年 8 月 9 日（月） 6 か月間

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する物品・役務調達契約

4 事実概要

（株）三陸観光は、町発注の青葉中学校スクールバス運行業務委託の入札において、委託費算定の根拠となる内訳書に事実と異なる内容を記載し、不当な価格により落札したことが発覚した。また、その価格は国土交通省が示す基準を満たせないことが明らかとなった。

5 指名停止の理由（~~変更・解除~~）

（株）三陸観光が、事実と異なる内容を記載し、不当な価格により落札したこと及び国土交通省の示す基準を満たせないことは、「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」（平成 2 9 年要領第 4 号）第 2 条第 1 項及び別表第 2 号に該当すると認められる。

なお、同社は同要領第 3 条第 5 項を適用して、指名停止期間を 2 分の 1 としている。

<茨城町物品調達等登録業者指名停止基準 別表>

措置要件	期間
（契約違反） 2 町が発注する物品調達等の契約の履行に関し、契約条件等に違反し、物品調達等契約の相手方として不適切と認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 1 2 か月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080 番地

電話 029-297-5005（ダイヤルイン）